

中部サンケアネット居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社中部サンケアネットが開設する中部サンケアネット居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- ① 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定相談支援事業所との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 中部サンケアネット居宅介護支援事業所
- ② 所在地 沖縄県沖縄市古謝津嘉山町 24 番 3 号 原アパート 101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たり、居宅サービス計画を作成

し、居宅サービス提供後の便宜の供与、介護保険施設への紹介、その他の便宜の供与を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日
- ② 営業時間 9:00～18:00
- ③ 休日 土・日曜日・国民祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)
- ④ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画作成
- ② 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- ③ 介護保険施設への紹介
- ④ 利用者に対する相談援助業務
- ⑤ その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時又は契約時、家族から求められた時は、携帯する身分証明書の提示を行うこととする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の居宅介護サービス計画費の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村、北中城村、中城村とする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、即時に救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じるものとする。又利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、当社の加入している損害賠償責任保険の範囲において対応する。

(苦情処理の体制)

第11条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対応する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他言してはならない。また、この秘密を保持する義務は、利用者との契約が終了した後も継続するものとする。

- 2 当事業所の従業者であった者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他言する事のないように、当事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 当事業所の従業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及び当該家族の同意を文書により得るものとする。また、当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施(年2回)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 本事業の社会的使命を充分確認し、常に従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社中部サンケアネット代表と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から改正施行する。